

もつと知りたい！

後期高齢者医療制度

②



保健医療課医療係 ☎0824-73-1155
税務課市民税係 ☎0824-73-1146

自己負担割合を判定

医療機関（病院や診療所など）では、窓口で提示される保険証（被保険者証）で、医療費の自己負担割合を確認しています。75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）の方を対象とした後期高齢者医療制度では、お医者さんにかかるときの自己負担割合が1割または3割になります。

この自己負担割合の決定は、毎年8月1日に、前年の課税所得を基礎として判定します。

現在、お持ちの保険証の有効期限は平成21年7月31

日ですが、自己負担割合が変更となる方には、新しい保険証を7月中に送ります。

新しい保険証が届いた方は、古い保険証を同封する返信用封筒で返送してください。

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」についても更新します。必要の方は、保健医療課または最寄りの支所担当室へ申請してください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは、市民税非課税世帯に交付するもので、医療機関に認定証を提示すると、医療費の一部負担限度額が低所得者の限度額で適用され、入院時の食事代が減額されます。

後期高齢者医療 Q&A

皆さんから問い合わせの多かった保険料について、質疑応答形式でお知らせします。

Q 平成20年5月15日で75歳となり、後期高齢者医療に加入しましたが、保険料は何月から計算されますか。

A 後期高齢者医療に加入した月から保険料を計算することになります。

Q 妻には収入がないのに、なぜ均等割額が7割軽減になっていないのですか。

A 世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額で軽減判定を行うため、夫の所得が多い場合は対象になりません。

Q 国民健康保険の被扶養者だったのに、なぜ被扶養者の軽減になっていないのですか。

A 社会保険や健保組合などの被扶養者に対する軽減措置なので、国民健康保険と国民健康保険組合の方は対象となりません。

Q 5月に死亡・転出したのに、保険料は納付しないといけないのですか。

A 資格を喪失した月の保険料はかかりませんが、4月から喪失した月の前月分までを計算するため、4月分の保険料を納付してください。

Q 一人世帯で収入がないのに、なぜ均等割額の7割軽減になっていないのですか。

A 収入に関する申告書を提出してない場合は、軽減になりません。確認のため、保健医療課にご連絡ください。

Q 後期高齢者医療の被保険者なのに、なぜ国民健康保険税の納付書が届くのですか。

A 国民健康保険税の場合、被保険者の属する世帯の世帯主に納付書を送付します。

Q 国民健康保険は口座振替だったのに、なぜ納付書が届くのですか。

A 後期高齢者医療の保険料を口座振替する場合は、新たに口座振替依頼書の提出をしてください。

